

加害者更生に関する関係法令

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」より抜粋
(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」
より抜粋
(附 則)

第八条 (略)

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(注) この法律は、令和2年4月1日から施行されるが、附則8条の規定は、公布の日(令和元年6月26日)を施行日とする。